

令和7年度第1回沖縄海区漁業調整委員会議事録

日時 令和7年4月11日（金）
午後 14時02分～16時15分
場所 沖縄県庁6階第2特別会議室

出席者

委員 13名

（会場参加）

上原 亀一	委員	赤嶺 博之	委員	栗國 雅博	委員
玉城 啓時	委員	八前 隆一	委員	柳田 一平	委員
山内 得信	委員	大谷 健太郎	委員	新立 弘子	委員
藤田 喜久	委員	山川 彩子	委員	城間 恒浩	委員

（Web参加）

松尾 晋哉 委員

事務局職員

井上 顕（事務局長）	米丸 浩平（主任書記）
紫波 俊介（主任書記）	高江洲 尚司（主任書記）
喜瀬 諒多（水産課主事）	

○事務局（井上） 定刻になりましたので、委員会を始めさせていただきます。今日は令和7年度最初で、さらに新しい委員の方々にも初めての委員会となります。

まず事務局のメンバーをご紹介させてもらいたいと思います。業務の担当も含めて自己紹介していただければと思います。

まず漁場管理班長の井上です。今年もよろしくお願いいたします。

○事務局（米丸） 皆さんこんにちは。長いので皆さんご存じだと思うんですけど、水産課5年目になります米丸です。主担当は2年目になります。今年度もよろしくお願いいたします。

○事務局（高江洲） 水産課漁業管理班で、漁船登録、漁業許可等、許認可を担当しています高江洲と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（喜瀬） 皆さんこんにちは。同じく漁船登録と漁業許可、

あと遊漁船等を担当しております喜瀬と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（井上） あと資源管理関係のクロマグロ等も担当している松崎、そして去年までいた紫波主幹が中田主幹の方に移りまして、漁業権担当の本永も、今日は業務の都合上出席しておりませんが、今後このメンバーでやっていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

それでは資料の確認をいたします。本日の資料は議事次第、議案書、第2号議案関係の添付資料の3点でございます。資料に不足がありましたらお申しつけください。

それと、いつもの約束事です。携帯をお持ちの方はマナーモードの設定をお願いします。ご発言の際には挙手の上、議長の指名を受けた後にお願いします。途中退席される際には挙手の上、議長の許可のもと、退席されてください。

本日もウェブ併用の海区となっております。会場にお越しの方は専用のマイクがありますので、スイッチをオンにしてから発言をお願いします。ウェブ参加の方は発言される際、マイクをオン、それ以外ではオフをお願いします。カメラは原則オンとしてください。

それから会議の資料については、速度の関係もありまして画面共有しないよう進めていきたいと思いますが、問題ありますでしょうか。はい。

では、ただいまより令和7年度第1回沖縄海区漁業調整委員会を開催いたします。

議事に入る前に本日の出席状況を確認させていただきます。本日の出席状況ですが、会場には上原会長、赤嶺委員、栗国委員、玉城委員、八前委員、柳田委員、山内委員、大谷委員、新立委員、藤田委員、山川委員、城間委員の12名にお越しいただいております。ウェブでは松尾委員にご参加いただいておりますので、委員定数15名に対し、13名のご出席があり、本日の委員会は成立しております。

本委員会の議事進行につきましては、運営等規定第6条により、議長は会長が務めることとなっております。それでは上原会長、よろしくお願いいたします。

○上原会長 はい。皆さんこんにちは。

今回は先ほど来報告がありましたが、委員が改正されてから最初の委員会となります。これから4年間、ぜひよろしくお願い申し上げます。

また去った1日に開催されました、会長の互選会議後にご挨拶のタイミングを逸してしまいました。大変申し訳ございませんでした。皆様のご協力をいただきながら、委員会の円滑な議事進行に努めて参りたいと

思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、本日の議事を進めさせていただきたくいたします。本日は議案が4件提案されておりますので、ご審議をお願いをいたします。

審議に先立ちまして、本日の議事録署名人は、赤嶺委員、山内委員のお二方をお願いをいたします。

それでは議事に入ります。

【第1号議案 浮魚礁の敷設承認申請について】

○上原会長 第1号議案、浮魚礁の敷設承認申請について、事務局から説明をしてください。

○事務局（米丸） はい、それでは事務局からご説明いたします。議案書1ページをご覧ください。

浮魚礁の敷設承認申請についてということで、浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する沖縄海区漁業調整委員会指示7第1号に基づき、年度の更新に伴う再承認2基、今帰仁漁協と渡嘉敷漁協の浮魚礁敷設承認申請が提出されておりますので、その敷設の承認についてご審議をお願いします。

四角で囲われた中に委員会指示の抜粋を記載しておりますのでご確認ください。今回委員も変わられて初めての委員会になりますので、順番に読み上げていきたいと思います。

敷設の承認等。浮魚礁は、名簿に登録されたものが、浮魚礁を敷設承認申請書に、次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会が承認を受けた場合でなければ設置することができない。1、浮魚礁を敷設しようとする位置に係る関係地区の協議会に加入しているすべてのものとその当該位置、その他敷設に必要な内容に係る協議が整ったことを証する協議書。2、浮魚礁を敷設しようとする位置を世界測地系による緯度及び経度によって記載した図面。3、敷設しようとする浮魚礁の浮体、浮体附属品、係留索、アンカー等の構造を示す書類。

2、前項第1号に規定する協議書の有効期限は協議が整った日から令和8年3月31日までとする。

3、委員会は、第1項の承認をしたときは、浮魚礁敷設承認証を交付するものとし、その有効期限は承認を受けた日から令和8年3月31日までとする。

今回は、次の敷設の再承認になります。第5、沖縄海区漁業調整委員会指示6第1号、前年度の指示により承認を受けた既設の浮魚礁について、その敷設者は、令和7年6月30日までに申請書を委員会に提出し、

委員会の承認を受けなければならない。2、前項の申請書には第11の規定を遵守していること及び浮魚礁の浮体位置を確認することができる写真を添付しなければならない。

第11の規定というのが一番下、先に読み上げますが、浮魚礁の管理、浮魚礁を敷設するものは、浮魚礁を容易に識別できるようにするため、浮魚礁の本体に敷設者の名称及び承認書に記載されている浮魚礁の名称を明記するとともに、船舶の航行の安全のため、浮魚礁にレーダー反射機、電灯その他の照明を取り付け、浮魚礁を敷設した後は、これを適切に管理しなければならないことになっており、これが適切に管理できていることを証する写真を添付しなければならない、ということになっております。

3、前項の規定により確認した浮魚礁の浮体位置の緯度または経度のいずれか又はその両方が敷設承認を受けた協議位置から2分以上離れている場合は、第1項の申請書に当該浮体位置に係る協議書を添付しなければならないとあります。

こちらが今回たまたま1件ありまして、2分以上離れている場合は、再度ブロックの関係者とここに敷設してよいかという協議を整えた上で、再承認の申請が必要となることになります。

5、沖縄海区漁業調整委員会指示6第1号の指示により承認を受けた既設の浮魚礁については、承認の有効期限を令和7年7月1日以後初めて開催される委員会の開催時まで延長する、ということになっておりまして、昨年度承認を受けた浮魚礁は令和7年7月以降に開催される委員会の開催日まで、この承認が延長されるというような立て付けになっております。

続いて2ページをご覧ください。こちらが指示を読むとややこしいんですが、承認の流れを全体のフロー図として、記載しております。こちらから今後、毎回添付して、今回はこの承認が来ていますということは説明していきたいと思いますので、今後も適宜こちらをご確認いただければと思います。

今回、赤の矢印で書いてある再承認というもの。指示でいうと第5に記載されている再承認、協議書が不要な再承認の手続きが2基あります。なお、後程少し説明しますが、その隣、再承認でも協議位置から2分以上移動したものを誤って協議書を揃えないまま申請されているものがありますので、こちらから後程あわせてご説明したいと思います。

続きまして3、4ページです。こちらから委員会ごとに更新していきますが、各ブロック、敷設者ごとに、承認予定数と設置基数、等を記載し

ておりますので、こちらは適宜ご確認いただければと思います。

4 ページの一番下に、漁協・市町村設置分というものと県設置分というものがございます。こちらも海区漁業調整委員会指示の中で、漁協と市町村が設置する浮魚礁については上限が 150 基と定められているんですが、そのうち今年度は 146 基を承認予定としております。県設置分に関しては 100 基が上限となっておりますが、現在敷設されているものが 87 基あり、87 基について再承認の申請を審査していくということになります。

今回、左側の漁協と市町村設置分についてなんですけれども、現在設置基数、既に海域に設置されているものが 121 基あり、そのうち、今回 2 件の申請がありますので、この 2 件について審査をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

5 ページに今回申請がありました 2 基の位置図を掲載しておりますので、ご確認いただければと思います。

6 ページから各敷設承認申請をつけておりますので、まず 6 ページからご確認ください。

今帰仁漁協から今帰仁漁協 1 という浮魚礁について承認申請がきておまして、承認を受けようとする浮魚礁の位置が記載されております。次の 7 ページに実際に浮魚礁があることを確認した資料がありますのでご確認ください。こちら中層式になりますので、写真の右側の方に 25 メートルちょっと下あたりに浮体を確認できるかと思います。こちらが 4 月 4 日に確認したもので、GPS の位置が北緯 26 度 48.259 分、東経 128 度 3.096 分、というふうに確認されております。すみません、一部資料が漏れていたんですが、こちら協議位置から緯度経度ともに 2 分以内に収まっていることを事務局のほうで確認しております。第 3 号様式が承認申請書と敷設承認証がセットになっているんですが、下半分が承認証になっておまして、今帰仁漁協 1 について、今日ご承認いただけましたら、令和 7 年 4 月 11 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間で承認証を交付する予定です。

続きまして 8 ページをご覧ください。こちらが渡嘉敷漁協からの申請になっており、申請では渡嘉敷 13 と渡嘉敷 21、2 基の申請があります。こちらの確認した浮体位置が裏面 9 ページに記載があります。こちら、渡嘉敷 13 の写真等は 10 ページに、渡嘉敷 21 の写真等は 11 ページにご覧いただき、3 月 12 日に確認されております。

すみません、必要な資料を添付し忘れたので大変申し訳ないんですが、このうち渡嘉敷 21 に関しては、経度が協議位置から 2 分以上超えて確認

されておりますので、そちらに関しては関係者の協議書を揃えた上で再度申請が必要になります。その協議位置等の一覧表を委員会終了後に皆様にお送りしますので、ご確認いただければと思います。

8ページに戻っていただいて、下の承認証です。今回、渡嘉敷 21 に関しては協議書が揃っていないということで、渡嘉敷漁協にも協議書を揃えてから再度申請するようということをお話ししております。今回は渡嘉敷 13 について、同じく本日 4 月 11 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間で承認証を交付したいと考えております。

簡単ではありますが事務局からの説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○上原会長 はい。ただいま第 1 号議案について説明がありました。

本件について、何か委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山内委員 はい。

○上原会長 はい。山内委員。

○山内委員 はい。お願いします。

5 ページの緑色の丸はどのパヤオになるんですか。

○上原会長 はい、事務局どうぞ。

○事務局（米丸） はい、事務局からお答えします。

青い丸の方は渡嘉敷 13 の位置になります。

○山内委員 あ、渡嘉敷 21 が経度線ずれているということで渡嘉敷 21 の印がないんですが。

○事務局（米丸） すみません、今回承認予定ではないということで、渡嘉敷 21 についてはここには掲載しておりません。

○山内委員 どのくらいずれていますか。

○事務局（米丸） 2 分少々ずれていたかと思います。

ちょっと今すぐには出てこないもので、少し調べさせてください。

○山内委員 渡嘉敷 21 は今回は承認されないという理解でいいですか。

○事務局（米丸） はい、おっしゃる通りです。

○山内委員 はい、わかりました。以上です。

○上原会長 他、ございませんか。

はい。特にご意見等ないようですので、お諮りをしたいと思います。

第 1 号議案について、事務局案のとおり承認することということでよろしいでしょうか。

（はいという声あり）

○上原会長 はい。皆さんご異議ありませんので、第 1 号議案につい

ては承認することといたします。

**〔第 2 号議案 知事許可漁業の許可に係る制限措置等の公示案について
【諮問】〕**

○上原会長 次に第 2 号議案、知事許可漁業の許可に係る制限措置等の公示案について、を提案します。事務局から説明をして下さい。

○事務局（喜瀬） はい。事務局よりご説明させていただきます。

議案書 12 ページの知事許可漁業の許可に係る制限措置等の公示案について、をご覧ください。

沖縄県漁業調整規則第 4 条第 1 項に掲げる漁業に関し、下記の者に係る許可の手続きを行うため、漁業法第 58 条において準用する第 42 条及び規則第 11 条の規定に基づき、許可に係る制限措置及び申請すべき期間を定めて、公示する必要がございます。

当該公示に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について、規則第 11 条第 3 項の規定に基づき、沖縄県知事より当委員会に意見が求められておりますので、ご審議願います。

13 ページをお開きください。こちらが今回、沖縄県知事より当委員会へ提出されている諮問となります。ご確認のほどよろしくお願いいたします。

14 ページの概要をご覧ください。1、新規の許可の公示について。沖縄県漁業調整規則の規定により、知事許可漁業について新規の許可を行う場合は、その許可に係る制限措置及び申請すべき期間を定めて、公示する必要がございます。

今回、以下のものに係る許可の手続きを行うため、当該漁業の許可に係る制限措置及び申請すべき期間を定めて公示いたします。①許可等をすべき数を管理する漁業、公示案 1 の方になります。まぐろはえ縄漁業は、新規の許可を要望する者、さんご漁業（深海サンゴ、ソフトコーラル）と潜水器漁業は、令和 7 年 5 月 31 日に有効期間満了を迎える者と新規の許可を要望する者となっております。②許可等をすべき数を制限しない漁業。こちらはかつお一本釣、底魚一本釣、小型定置網、敷網、追込網漁業ですが、令和 7 年 6 月 1 日以降の新規の許可を受ける者、を対象に公示案に記載しております。

2 の許可をすべき漁業者の数について、上記①の公示に先立って、沖縄県漁業調整規則に基づく漁業許可等の取扱方針第 6 の規定に基づき、許可の更新及び新規の要望について確認を行いました。その結果及びその他の事情を踏まえた上で許可すべき漁業者の数等を整理いたしました。

こちらは後程、詳しく別添資料についてご説明いたします。

3の制限措置の内容ですが、規則第11条第1項に掲げる下記(1)から(5)の内容及び申請すべき期間を漁業種類ごとに定めております。詳細は公示案1、2のとおりとなっております。

続いて15ページに移ります。こちらが公示案1となっております。まぐろはえ縄漁業とページ変わって、さんご漁業と潜水器漁業となっております。こちらの公示の内訳については、後程別添資料でご説明させていただきます。許可または起業の認可を申請すべき期間は、現在空欄となっておりますが、4月14日から1ヶ月を予定しております。

少しページを飛ばして19ページに移ります。こちらが公示案2となっております。漁業者の数を制限しない漁業の取扱となっております、1がかつお一本釣漁業、2が底魚一本釣漁業で、1と2に関しては対船許可となっておりますので、許可の有効期間は5年となっております。ページ変わって、3の小型定置網と4の敷網、5の追込網漁業は対人許可となっておりますので、許可の有効期間は3年となっております。いずれも許可又は起業の認可を申請すべき期間は、空欄にしていますが、4月14日から令和7年11月30日までを予定しております。

公示案については以上になります。

続きまして、別添資料に移らせていただきます。別添資料の表紙、5の許可等をすべき数を管理する漁業の許可に係る新規及び更新の要望数について、6、7ページで説明させていただきます。

許可等をすべき数を管理する漁業の許可に係る新規及び更新の要望数。こちらにて潜水器、ページ変わってまぐろはえ縄、さんご漁業となっております。

まず初めに、潜水器漁業許可の新規及び更新の要望数について、ご説明させていただきたいと思います。6ページに各共同漁業権に対して公示件数が記載されております。簡単に合計だけ説明させていただきますと、現在の許可数が一番下の1,533件となっております。更新の対象者数が全体で281件、それに対して更新見込数が245件となっております。新規要望数が43件となっており、今回の公示予定数が288件となっております。増減見込みは、前回から7件増となっております。

次のページをお開きください。まぐろはえ縄漁業ですが、今回の新規要望数、公示予定数とも2件となっております。ソフトコーラル漁業に関しては、更新対象数が2件、更新見込数が2件、新規要望が1件で増減見込みは1件増となり、公示数は3件となっております。深海サンゴ漁業に関しては、今回は更新対象者が0件、新規の要望が5件、公示数

は2件を予定しております。従って、増減見込みは2件増となっております。この件につきましては、後程詳しく説明させていただきます。

次のページに移ります。こちらが、許可等をすべき数を制限しない漁業の許可の現在の発行数となっております。かつお一本釣が、本庁、宮古、八重山を合計して21件、底魚一本釣が412件、小型定置網が58件、敷網が3件、追込網が65件。以上が現在発行されている許可となっております。

では、冒頭で少しお話した深海サンゴ漁業の公示数について、ご説明いたします。

○事務局（高江洲） 深海サンゴ漁業許可について、追加説明をさせていただきます。深海サンゴ類は成長が遅く、一旦資源が減少してしまった場合、その回復に非常に長い時間がかかるという生物学的特徴を有しており、国際的にも種の保存のためにワシントン条約、CITESの附属書に掲載しようという議論も生じているところです。

それらを背景に、水産庁からは深海サンゴの管理を適切に進めるため、現状以上の許可を発給しない等、総漁獲努力量が増えない措置をとるよう、県に対して技術的助言がされているところです。

今回の深海サンゴ漁業許可の新規要望数は5件届いているところで、公示案ではそれに対して2件にしているところですが、こちらは先ほどの技術的助言に基づいて総漁獲努力量を増やさないための措置になります。今回の公示では、近年の最大許可数である5を許可数の上限とすることにして、そこから既に許可を発給済みである3を差し引き、公示案を2としております。

今後さらなる深海サンゴ漁業許可の要望が届くことも考えられるため、水産庁との協議の上、総漁獲努力量を抑える措置を総合的に検討した上で、新たな許可要望者への許可発給等にも対応していこうと考えております。以上になります。

○事務局（喜瀬） 最後に議案書の26ページをご覧ください。

こちらは今回の諮問に対する答申案となっております。今回の諮問にあわせてご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で第2号議案の説明を終わります。

○上原会長 はい。ただいま第2号議案の説明が終わりました。

この件について、委員の皆様から何かご意見、ご質問がありましたら、よろしくお願いいたします。

はい、柳田委員。

○柳田委員 柳田です。

まずソフトコーラル許可の質問ですが、これ以前は潜水器許可の中に含まれていたという認識がありまして、そもそもそれが間違っているのか、新たに許可制になったという経緯があるのであれば、それがいつ頃からか、またその理由がわかればお聞かせ願いたいです。

○事務局（高江洲） すいません。許可の経緯についてすぐお答えできないところがあるのでお調べしてから皆様にお伝えする形でよろしいでしょうか。

すいません、失礼いたします。

○柳田委員 全体的な認識として、ソフトコーラルは減少していつているというようなデータがあったりするのでしょうか。

○事務局（高江洲） こちらで許可者からの年間の漁獲報告はいただいているところですが、それに基づいて漁獲量の推移だったりを分析するところまではちょっと対応できていないところです。

非常に獲りやすくて、漁獲圧が高まると資源量が減少するというような状況も考えられますので、そこについては許可者に対して獲りすぎないでとか、そういった案内することは対応できればなと思っております。

○柳田委員 はい。ありがとうございます。

○事務局（米丸） すみません。いいですか。

○上原会長 はい。事務局どうぞ。

○事務局（米丸） 柳田委員からのご質問に少しだけ補足をさせていただきますと、ソフトコーラルの許可漁業がいつから始まったかは自分も把握はしてないんですが、潜水器漁業との棲み分けとしましては、潜水器漁業許可を持っていたとしても、もちろんソフトコーラルをとってもらうことは可能です。

ただ、ソフトコーラルの漁業許可があるのは、潜水器を使わずに獲る場合に関して許可制にすることで、ソフトコーラルの資源状況が悪いということがあれば、許可数を制限する等の、措置が考えられるかと思えます。誰でも好きには獲れないようにしているということです。

○柳田委員 はい。補足ありがとうございます。わかりました。

○上原会長 はい。他、何かございませんか。

○八前委員 いいですか。

○上原会長 はい。八前委員どうぞ。

○八前委員 深海サンゴなんですが、県内で水揚量がどういうふうに移ってきてるから、今回2件増やすのか。要は資源が増えているから増やすのか、全体の水揚量が上がらないから増やすのか、というところがあまりよくわからないんですけど。今回増やす理由が1点。

あと1点は、別添6ページの共同漁業権の設定されていない海面の許可数が51で、備考のところのうち3名は北大東の組合員であると。この51の中の、要は今、南北大東は漁業権が設定されてないということと、チービシ、前島あたりは漁業権設定されてないので、こういう方が漁業できるということになっていると思うんですけど。今、密漁の問題もあるので、そこが密漁と結びつかないように、大東の組合員が大東で漁業権が設定されてないところでやりたいから申請をしているのか、そうでないところから入ってきているのかというところを教えて欲しいです。以上です。

○上原会長 はい、事務局。

○事務局（高江洲） お答えします。

深海サンゴにつきましては、県、国ともに資源量のところまで詳しく調べられていないところがありまして、今、総漁獲努力量の制限として、許可数の上限を決めるようなことで対応して欲しいというような内容の水産庁からの技術的助言が届いています。

沖縄県の近年の最大許可数が5件でしたので、今回はそれを上限とした上で、既に許可を与えてる3件を除いて、新たに2者に許可することについて、意見を伺ったりというような対応をしているところです。

次に潜水器の許可についてのお話に移りますけれども、潜水器許可について、各漁業権区域の漁業者さんに対して出している許可については、その漁業権区域プラス漁業権区域が設定されていない区域について、潜水器漁業ができるよう許可を与えていて、漁協からの同意書が得られていない方々については、漁業権区域を除く漁業権区域外での潜水器許可を発給するような形になります。以上です。

○上原会長 八前委員どうぞ。

○八前委員 深海サンゴについては、要はあと2件ぐらいは、要望がありそうという認識でいいですか。

○上原会長 事務局どうぞ。

○事務局（高江洲） 今回、要望自体は5件あるんですが、皆様に許可を与えるわけではなく、過去の許可数の上限である5件を上限として、今、許可を与えている3件から余っている2件についてだけ許可する予定です。

○八前委員 現状の許可を入れて5件ということですね。現状の許可が3件あって、プラス2件を入れるという認識であっていますか。

○事務局（高江洲） はい。その通りです。

○八前委員 あと、この員外者なんですが、例えば南北大東で、漁業

権が設定されていないところで、他の組合員が潜水器漁業ができる場合、北大東とか南大東でもし許可を受けられている方がいらっしゃった場合、他所から潜水器の許可を持ってる人が来て漁業をできるわけですね。そうなったときの対応策は、南北大東に周知をしているのか。それとも現状だと誰でも入ってこれるから致し方ないのか、ということと、あと員外の人たちが、例えば北大東と南大東を基地にしてやった場合に、やはり地元漁業者とのトラブルが今後発生する恐れはないのか、というところは、県としてはどのように考えていますか。

○上原会長 はい。事務局どうぞ。

○事務局（米丸） はい。事務局からお答えします。

南北大東に関しては漁業権がかかっていないので、漁業許可を持っていれば操業できるのは確かなんですが、南北大東は委員会指示で漁業権に似たような形で、漁業権対象種の採捕制限や、潜水器漁業に関しては委員会の承認を受けないと操業できないという制度がありますので、仮に潜水器の漁業許可を持っていたとしても、海区委員会が承認しないと、南北大東では潜水器漁業はできないし、漁業権対象種も捕れないということになります。

南北大東は、なかなか共同漁業権の設定というのは難しいんですが、それに代わって委員会指示の方で準じた形で保護しているという制度になっております。

○上原会長 はい、八前委員。

○八前委員 同じように、今後チービシあたりも近隣の渡嘉敷漁協さん等と考えることはできないんですか。考えているんですか。

○上原会長 事務局どうぞ。

○事務局（米丸） チービシの辺りは以前からの課題であるということとは認識しています。ただやはり現状が漁業権がかかっていないので、あそこを利用する人というのは、もちろん漁協に所属してる人だけではなくて員外の方も使っていることから、その利害関係者が多いというのがあるので、なかなか一足飛びにというのは難しいと思いますが、少しそこは考えていかないといけない。南北大東みたいな感じで委員会指示からということも考えられるのかとは思いますが。

ただ、進めていく上で必要になってくるのは、やはり共同漁業権内にしても、法改正以降、資源管理の推進ということで、際限なく捕らせてはいけないというところがありますので、必要に応じて、許可の上限はどうするのかということもその特定の箇所だけでなく、県内全域と一緒に議論していかなくちゃいけないのかなと思っております。

また4年間の任期の中で、何かしら進展ができればいいなとは思っております。よろしくお願いします。

○八前委員 はい。ありがとうございました。

あと少し外れるかもしれないんですが、この許可について、ソデイカの資源を保護をしようとして旗数制限だったりを進めてる中で、今後ソデイカについても許可制にしていくような考え方というのはあるんでしょうか。

○上原会長 はい事務局。

○事務局（米丸） はい、事務局からお答えします。

そうですね、ソデイカに関しても今、委員会指示では十分に規制しきれないというか規制として弱い部分がありますので、許可制にするのか、少なくとも委員会指示ではなくて、漁業調整規則や法令に基づく形で、違反すると即罰則というような形に持っていくことは考えております。

これも我々が考えてすぐにできるわけではないので、現場の意見も聞きながらにはなるとは思うんですけど、特にソデイカに関しては特定の地域に違反が見られるという事情もありますので、他の皆さんの理解を得るためにも、罰則の強化ということが必要になってくるかと思います。

その辺に関しても、鹿児島県ともこれまでもずっと連携してやってきておりますので、足並みをそろえながら、規制強化、規則に上げるということは検討していければと思っております。

○八前委員 よろしくをお願いします。

○事務局（紫波） 補足としまして、次の漁業調整規則の中に入るんですが、そちらの方も一改正の検討はしておるところなんですけど、特に今年度に関しては、漁業者の皆さんの資源管理の意識を高めるために、意見交換会など、なるべく頻繁に開催させていただいて、今のソデイカ資源の状況を皆さんに知っていただくということに今年度は注力していたところなんです。

○上原会長 はい。ありがとうございました。

ソデイカはちょっと今回、次回更新のタイミングでしっかりやっていただければと思います。

他何かご質問ご意見等ございませんか。はい、城間委員どうぞ。

○城間委員 1件お伺いしたいんですが、深海サンゴ漁業は一応要望を事前に聞いてらっしゃって5件ある。ただ、公示は2件ということで、5者が一度に申請してきたときの選考方法は確か去年か一昨年確認したときにはくじ引きか何かで決めるような話でしたが、それは変わらないでしょうか。

○上原会長 はい、じゃあ事務局。

○事務局（高江洲） はい。お渡ししてる別添資料の最後のページを見ていただくと、許可の基準というものが定められておりまして、こちらの方で、定まらない場合は公正な方法でくじを行い、許可するものを決定するというふうに決められております。こちらは前説明したとおり、現在も同じような形での対応を考えております。

○城間委員 はい、ありがとうございます。

○事務局（米丸） すいません、少し補足させてください。

○上原会長 どうぞ。

○事務局（米丸） 最終的にはそうなるんですが、同じページの第1で、各漁業種類ごとに次の順位によるということで、許可の優先順位が定められておりまして、ここで許可すべき者が決まらない場合は最終的に同列順位の者でくじ引きをすることになります。

○上原会長 よろしいでしょうか。

○城間委員 はい。ありがとうございます。

○上原会長 他にありますか。はい柳田委員どうぞ。

○柳田委員 すいません。先ほど八前委員の方からあった質問と少し重なる部分があるかもしれないんですけども、ソフトコーラル、またもう1つの深海サンゴの許可数をどう増やすか減らすか維持するかという基準が、少しだけご説明の中にあったのが、漁獲量をなるべく増やさないように、というところが少し基準になっておられるというような話であったり、またソフトコーラルにしても深海サンゴにしても、資源の全体量がなかなか掴めていないので、しょうがなく漁獲量が増えすぎないように、そこを基準にしてというようなお話だったんですが、ちょっとやはりそこはぼやけすぎてるといえるか、許可数を決めるにあたって、基準にしているデータという部分がちょっと弱すぎないかなというのが何となく感じられます。

ですので、出来るなら全体の資源量が増えているからもう少し増やしてもいい、全体の資源量が減ってきているから少しセーブしたほうがいい、というところに基づくべきではないかなというふうに思うので、基準にするデータをもう少し拾ってこれるか、もしくは調査等で少しでも把握できるかというところにこう注力すべきなのかなと、そこがわからない限り、増やすも減らすも判断出来ません。

ただ何かを基準にということしかできないよなと、今そうになっているようになんとなく聞こえたので、そこはちょっと精度を上げていく必要があるのではないかなというふうに感じました。以上です。

○上原会長 事務局か何かありますか。

○事務局（高江洲） そうですね。深海サンゴについては、水産庁からの技術的助言として、何かしらの漁獲努力量の凍結ができるような措置をしてくれというところで、その中の1つに許可数の上限を決めるというのがあり、その中で対応しているところです。

ソフトコーラルについては、現状、要望があった者については、皆様に許可すべき数として、その要望数のおり許可を与えるような対応をとっているところですが、今後そういう資源のお話とかが出た場合は、定数制にという話ももしかしたらあるかも知れません。以上です。

○新立委員 会長。

○上原会長 はい。新立委員どうぞ。

○新立委員 このソフトコーラルと深海サンゴは、1人でどれだけ捕るという制限はないんですか。結局、あの本マグロなんかも色々制限がかかっていて、だからソフトコーラルとサンゴにもそういう制限はかかっていないんですか。

○上原会長 はい、事務局どうぞ。

○事務局（高江洲） 現状、上限の設定はされていないところですが、これから許可の要望者がさらに増えるようなことがございましたら、その辺りも含めて検討していきたいと考えております。

○新立委員 今資源が減少している中で、確かにこのソフトコーラルも深海サンゴも少なくなっていると思うんです。これを制限かけないと、やっぱり捕り放題だったら、あとはもう捕れなくなって困ることになると思うんですよ。だから、できれば制限をかけた方がいいんじゃないかと思います。すみません、意見です。

○上原会長 事務局ありますか。

○事務局（米丸） はい、そうですね。なかなかソフトコーラルとかは資源状態も調べる余裕がないというところはあるんですが、特に深海サンゴに関しては、これ以上漁獲努力量を増やさないという水産庁からの技術的助言もあって、許可数も少ないので、今後、既存の許可者の話も聞きながら、許可の際に、1人当たり何キロまでというようなことは検討できないかなと思っています。

○上原会長 はい。山川委員どうぞ。

○山川委員 ちょっとあの教えていただきたいんですが、このソフトコーラル漁業の中に、大型イソギンチャクっていうのは、含まれているのかというのを少し伺いたいです。

○上原会長 はい。事務局大丈夫ですか。

○事務局（米丸） すいません、イソギンチャクに関しては入ってはいないですね。

○山川委員 これ、ソフトコーラルとちょっと似ているところがあるのかなと想像したりするんですが。結構、海で調査していても、大型のイソギンチャクとか、ある月急に根こそぎなくなって、学生が言うにはメイクマンに大きいのがあった、というのは、聞いたりすることがあるんですけども、結構、1年間で、何か10くらいイソギンチャクを見ていたら、そのうち3ぐらいいなくなってしまうたりとかして、少し気になるなというふうに思っていたのですが。

このソフトコーラル漁業の中に、少し拡大してといいますか、こういう刺胞動物の類を入れることは、できるのかなというのをちょっと伺いたいのですが。

○上原会長 誰か答えないと。ソフトコーラルの中でイソギンチャクって、広げられない。

○山川委員 ソフトコーラルと同じ刺胞動物の仲間なので、はい。

○事務局（井上） すみません。ちょっとすぐにお答えができなくて、大変申し訳ございません。少し預からせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○山川委員 多分、数とかを制限することはできないと思うんですけど、もしも入ったら、少なくとも漁獲量とかは出てくる可能性があるということですね。報告が上がるということなので、ぜひちょっと検討のひとつに加えていただきたいと思います。

○事務局（井上） はい。了解いたしました。

○上原会長 はい。ありがとうございました。

他、何かございますか。はい、赤嶺委員どうぞ。

○赤嶺委員 深海サンゴについてですが、水産庁には確かにデータはあると思います。何年前かに中国漁船の乱獲がありましたよね。あの時水産庁は水中ドローンを入れて、あの放置編を調べながら、若いサンゴが残っているかどうか調べていましたので、あの時点ではもう若いのはなかったです。

3年前ぐらいかな。多分福岡あたりだったと思うんですけども、向こうもサンゴ漁業している若い方が7名ぐらいいるんですよ。それで、彼らが水揚げするのも若いサンゴはなくて、折れた枝等の水揚げがあったんですが、年々この水揚げが減って、価格が倍になってると言っていました。多分水産庁の方には各漁協のサンゴの水揚げ高もデータとしてあると思いますので、対応してみたほうがよろしいんじゃないかと思い

ます。以上です。

○上原会長 はい、事務局お願いします。

○事務局（高江洲） ちょっと水産庁と情報提供の依頼と確認等させていただきながら、今後について検討したいと思います。ありがとうございます。

○上原会長 はい、ありがとうございます。

他、何かございますか。大分この件、公示案とはちょっと違うところで議論が白熱をしておりますが、そうしたら、ちょっと議題の方へ戻してよろしいですか。

（はいという声あり）

○上原会長 では、第2号議案の中で提案をしました公示案のとおり、承認をするということでよろしいですか。

（はいという声あり）

○上原会長 はい。ありがとうございます。

ご異議ありませんので、第2号議案については、事務局提案の公示案のとおり、異議のない旨意見することといたします。

【第3号議案 沖縄県漁業調整規則の一部改正について【諮問】】

○上原会長 次に第3号議案、沖縄県漁業調整規則の一部改正について、提案します。事務局より説明して下さい。

○事務局（紫波） よろしく申し上げます。27 ページをご覧ください。

沖縄県漁業調整規則の一部改正について。沖縄県漁業調整規則については、漁業法及び刑法の一部改正に伴い、関係条文を改正する必要があります。

また、規則の採捕制限対象種の明確化と見直し、備付け等を命じることのできる機器に漁業実態に応じた機器の追加、文言の適正化と誤記の訂正を行うことを考えております。

漁業法第119条第8項及び水産資源保護法第4条第7項の規定に基づき、沖縄県知事より、沖縄海区漁業調整委員会に意見が求められていますので御審議願います。

28 ページの方ご覧ください。こちらが沖縄県知事からの諮問文書となっております。

29 ページの方をご覧ください。こちらが、関係海区漁業調整委員会へ意見を聴かなければならない根拠法令となっております。

では30 ページをご覧ください。規則の一部改正に係る進捗状況でございます。一番下の方ご覧ください。刑法の一部を改正する法律の施行が

令和7年6月1日であります。それに伴い規則の一部を改正し、その施行を令和7年6月1日に行う必要があります。今回刑法の一部を改正する法律により、懲役刑が拘禁刑という形で見直しが行われますので、それに伴った規則の改正を行わなければなりません。また、規則の改正はこの5月中旬の方ご覧いただきたいんですけども、漁業法第119条により、農林水産大臣の認可も受けなければなりません。現在、並行して水産庁の事前調整を、令和6年7月から水産庁と行っておりまして、8月に水産庁が都道府県規則例を制定しております。また12月上旬から検察庁との協議を開始し、今年2月に検察庁の協議を終了しております。

また、漁業など漁業団体への意見照会、パブリックコメントを終えて、内容に関しての意見はありませんでした。沖縄県内水面漁場委員会からの答申については、異議がない旨、いただいております。

沖縄海区漁業調整委員会に関しては、2月18日に沖縄海区漁業調整委員会に報告をいたしております。また本日、答申をいただきたいというふうに考えております。

では、31ページ、概要について説明させていただきます。

第2の概要から説明させていただきたいと思います。

1、地方名「えらぶうなぎ」を標準和名表記に変更する等。こちらは33ページの第34条の表の上から3つ目となっております。この新旧対象表の方です。表は右側が現行、左側が規則の改正の新旧対照表となっておりますので、ご覧ください。適切に対象種を周知するため、地方名「えらぶうなぎ」の表記について、一般に用いられている「えらぶうみへび類」と変更し、さらに対象種である「えらぶうみへび」と「ひろおうみへび」の標準和名を明記することにより、対象種を明確化します。この際、規則の表を爬虫類、甲殻類、介類の順に整理したいと思います。上の方、略となっているんですが、この上にはうみがめ類が入っておりまして、そのあとにえらぶうみへび類を盛り込もうと考えております。過去には、右側の表の方、次の34ページにあるんですけども、そちらの方にえらぶうなぎ、とありますが、こちらは介類の中に入っていますので、こちらの削除を考えております。

次に30ページに戻ります。2、うなぎ（全長13cm以下のものに限る）周年採捕禁止規定の削除。こちらは34ページの方をご覧ください。ページ右側、下から3つ目に現在うなぎの採捕禁止の規定がございますがこちらを削除するというものです。削るということで、令和5年12月1日から、漁業法第132条第1号の規定が適用され、何人もうなぎの稚魚の採捕が禁止されることとなっております。このことから、規則によるう

なぎの採捕制限を存置する必要性が失われたため、規則における当該部分を削ることとします。

次に3、備え付け等を命じることができる電子機器の追加。こちら規則第43条によりまして、36ページの方になっております。こちらの下線部分、船舶自動識別装置（A I S）又は全地球測位システム（G P S）を追加するというものになっております。

概要に戻ります。沖縄県は知事許可漁業者に対して、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行又は漁業調整のために必要があると認めるときに、船舶に備え付けかつ操業又は航行する期間中に常時作動させることのできる電子機器として、衛星船位測定送信機（V M S）のみを規定しています。

しかしながら、知事許可漁業については、小規模な漁業事業者が多く、このV M S設置運用にかかる費用は数千万単位、また大型で漁船に物理的に設置することが困難という事情から、備え付けが困難な事業者が多い状況にあります。

一方で、船舶の位置を自動的に測定及び記録でき自動的に送信できる電子機器としてA I S、自動的に送信できないものの船舶の位置を自動的に測定及び記録できる電子機器としてG P Sが想定され、A I Sについては一部漁船には搭載、G P Sについては、ほとんど全ての漁船に搭載されており、V M Sの導入と比較して容易に対応可能な状況にあります。

これらの状況を踏まえ、V M Sの代替措置として、A I S及びG P Sの備え付け等を命じることができるよう規定する、というものです。

これらの機器に関しては、水産庁から出されたガイドラインにより、規則への設置検討が提案されていることを申し添えます。

32 ページをご覧ください。4、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正。こちらの改正内容につきましては、36 ページ、第43条第2項、前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない、というところになっております。

概要に戻ります。漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律により、漁業法第52条に1項を加え、水産資源の持続的な利用を確保するため、衛星船位測定送信機（V M S）等の備付け及び操業期間中等の当該電子機器等の常時作動を命じられた者は、通信の妨害その他当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為を

してはならないこと等が新たに規定されました。

規則の当該規定については、既に漁業法に規定されている条項ですが、一連の手續や規制の内容について、漁業者等が適切に理解できるよう確認的に規則にも記載しているものであります。なお、この罰則については、規則ではなく漁業法第 195 条第 3 項で規定されております。

次に 5、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正でございます。こちらの方は規則第 51 条となっております。該当部分に関しては、36 ページの第 51 条でありまして、右側の方で、6 月以下の懲役の部分が 6 月以下の拘禁刑というふうに変わります。

こちらについては、刑法等の一部を改正する法律に、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁固を廃止して、拘禁刑の創設等が行われることから、関係条文を改正するものでございます。

次に、文言の適正化でございます。(1)は規則第 37 条第 1 項第 4 号となっております。こちらは、35 ページをご覧ください。第 37 条の「やす、は具」となっているものを、「やす及びは具」というふうに変えようということでございます。こちらの方は、検察担当官などの意見を踏まえて改正を行いました。この条項中の括弧書きの部分、(発射装置を有するもの並びに潜水器及び簡易潜水器を使用するものを除く。)は、やすやは具でも、発射装置を有するものや潜水器を使用するものでは採捕してはならないことを、遊漁者の方が明確に理解できるよう確認的に記載しているものであり、より適切に理解できるように改めるものでございます。

「やす、は具」となっておりますと、は具だけに発射装置を有するもの、潜水器を使用するものがかかってしまうのではないかと誤認される恐れがありますので、及びという形で、やすにもかかっているということ、一般の方にもわかりやすくするというものでございます。

次に(2)、両罰規定の対象となる規定について、自然人を対象とすることを明確化するものでございます。こちらは、36、37 ページの第 51 条の先ほどの懲役以外の下線部分でございます。こちらが漁業法の一部改正の書きぶりに合わせるものです。また漁業調整規則例の方にも指導もありまして、こちらの方に合わせます。こちらについては、「者」というものの対象が、法人格、いわゆる会社なのか、自然人、人間なのか、という部分が混同されないように、自然人を対象とすることを明確化するものでございます。

次に、7、誤記の訂正。(1)規則第 37 条第 1 項第 2 号の「及叉手網」を「及び叉手網」に改めるということです。

(2)規則第 52 条の「第 40 条第 8 項」について、てにをはの部分なんです
が、「第 40 条第 8 項に」に改めるというところになっております。

内容については以上です。また、第 3 の施行期日のところをご覧ください。
こちらの方は内容ではないんですが、一応、ご説明、協議させていただきます。

公布予定日は令和 7 年 5 月予定から施行です。こちらの公布予定日から
施行を考えております。ただし、刑法等の一部を改正する法律が、令
和 7 年 6 月 1 日からの施行となっておりますので、第 51 条の改正規定に
ついては、それに合わせて 6 月 1 日からの施行を考えております。

また、こちらには書いておりませんが、経過措置についてもご説明を
させていただきたいと思います。経過措置については、施行前にした行
為の処罰についてどう考えるかというものでございます。こちら、施行
前にした行為の処罰については従前の例によるということで、例えば令
和 7 年 6 月 1 日より前に、何かしらの懲役にかかるような行為を行った
場合は、拘禁刑ではなく懲役刑ということで処罰を行いますよというも
のがございます。

また、今回経過措置については、これ以外にもうなぎの部分が該当し
ております。2 番をご覧ください。31 ページの第 2 概要の 2、うなぎ
の部分ですが、令和 5 年 12 月 1 日から法によってうなぎの稚魚について
の採捕禁止の規定が適用されております。そのため、令和 5 年 12 月 1 日
以降については漁業法による制限があるため、今回規則における当該で
も削るということになっておりますが、ただし、令和 5 年 12 月 1 日より
前においては、漁業法が適用されないため、漁業調整規則において、経
過措置を定め、施行前にした行為の処罰については従前の例によるとし
まして、ここで処罰できるようにしております。

38 ページの方が沖縄海区漁業調整委員会の答申案となっております。
ご審議の方、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

○上原会長 はい。ただいま第 3 号議案の説明が終わりました。

本件について、何か皆様からご意見ご質問等があればお願いしたいと
思います。いかがでしょうか。藤田委員どうぞ。

○藤田委員 えらぶうみへびの件なんです、調整規則で水産動植物
となっているんですが、これはその生物が陸上にいようが海にいようが
適用されるのか。つまり、えらぶうみへびは上陸しますけど、陸上で捕
獲すること、海で捕ってはいけないというのはわかるんですが。

うみがめに関しても卵は捕ってはいけないというのもあるので、陸上
も入るのかなと。そういう文書はどこかにあるんでしょうか。

○事務局（紫波） はい。藤田委員と同じことを、私たちもうみがめの採捕のときに、陸上に上がったうみがめを採捕する行為が、漁業調整規則で定められた採捕に当たるかどうか、水産庁に確認しました。それに関しては、海にまた戻っていくような生物に関しては、陸上で捕まえる行為であってもこれは採捕にあたるという回答をいただいておりますので、こちらの方は採捕と認識しております。

○上原会長 はい。あと何かありますか。特になければお諮りをしますが、よろしいですか。

はい。では特にご意見がないようですので、第3号議案について、先ほど説明があった改正案のとおりで異議がない旨答申をするということによろしいでしょうか。

（はいという声あり）

○上原会長 ありがとうございます。ご異議ありませんので、第3号議案については承認することといたします。

[第4号議案 与那国島周辺海域における国際ひき縄釣り大会に関する委員会指示の発動について]

○上原会長 次に第4号議案、与那国島周辺海域における国際ひき縄釣り大会に関する委員会指示の発動について、を提案します。事務局から説明をして下さい。

○事務局（米丸） はい。それでは事務局からご説明いたします。

議案書の39ページをご覧ください。本件に関しては昨年度から1年ぐらい議論してきたところですが、読み上げていきたいと思えます。

外国人のひき縄釣り（トローリング等）については、外国人漁業の規制に関する法律（外規法）及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（漁業主権法）に基づき禁止されております。（ただし農林水産大臣が水域期間を指定して告示した場合に限り認められる。）ということになっております。今回、与那国島の方が目指しているのがこの農林水産大臣の告示というものになります。

現在、与那国町及び与那国町漁協が地域振興のために国際カジキ釣り大会を開催したい意向を示しておりまして、水産庁と告示に向けた事前調整を行ってきたところなのですが、その事前調整が完了しました。

告示にあたり、国の方針として、漁業調整上、無秩序な採捕や漁場利用上の紛争が生じる恐れがないよう、一定の公的な担保が求められていることから、海区漁業調整委員会指示による大会の承認制を予定しております。

こちらは告示するにあたって、告示した海域で自由に外国人がひき縄
ぶりできるようなことになると、告示するのは難しいということです
で、告示した場所に関しては、海区漁業調整委員会指示によって承認を
受けた大会に参加してしか遊漁に関するひき縄ぶりができないというよ
うな委員会指示を発動することを予定しております。

つきましては、水産庁の方で告示に向けた手続きが進み次第、委員会
指示を発動することについて、あらかじめご審議をお願いいたします。

下の方を読み上げていきたいと思います。

委員会指示の内容に関しては、以前から変更ありません。概要を申し
上げますと、委員会指示で規制する対象は大会期間中の大会水域内にお
ける遊漁によるひき縄ぶり全てです。承認の対象は、大会を開催する主
催者としまして、遊漁によるひき縄ぶりに関しては、承認を受けた大会
に参加して行わなければならないという制度する予定です。大会主催者
は大会終了後、採捕実績を取りまとめて報告をすることで、資源管理上
も問題がないことを説明したいと考えております。

委員会指示までのスケジュールですけれども、八重山漁協と竹富町、
石垣市、こちらがいわゆる与那国周辺海域の水域関係者の方から、同意
書を取得済で、与那国町（主催者）とその関係する与那国町漁協から、
水域関係者からの同意を取得した後に委員会へ要望を出すということで、
こちらがつい先日、令和7年4月9日付で要望書を受領しております。
こちらの要望を受けて委員会指示の発動の手続きを進める予定となって
おります。

以下にあります、2月、3月は終わりましたが、海区委員会
で指示内容の調整をして、指示内容について了解をいただいているとこ
ろです。沖縄県と水産庁との間で、国あての要望書とか委員会指示とか
告示の調整を進めておりまして、つい先日、要望書とか指示案について
国からの了解がいただけたところです。

今回、4月の海区委員会で指示を発動することについて事前に了解を
いただいて、この指示の発動も、国の方で告示に向けた手続きが何ら着
手してない状態で、委員会指示を発動するのは不適切ということもあり
ますので、今日、委員会指示の発動について予め了承いただけましたら、
沖縄県から国に告示の改正を求める要望書を提出いたします。その後、
水産庁で直ちに告示改正に向けたパブリックコメント、ご意見募集とい
うものを約1ヶ月間行います。

来月、5月の海区委員会で、国の方で告示改正に向けた手続きに着手
されたということを確認して、委員会指示の発動を正式に決議いただき、

水産庁の方ではパブリックコメント後の告示改正に向けた手続きを進めていただき、告示改正に合わせて委員会指示を発動する予定です。

6月の海区委員会で、与那国町、主催者から大会の承認申請を提出いただきまして、大会の承認を行う予定となっております。

括弧書きにもありますとおり、国際カジキ釣り大会が開催できるためには、海区委員会の大会承認及び農林水産大臣の告示改正というものが揃って初めて外国人の参加が可能な大会となる予定です。

次の40ページから海区委員会指示案を掲載しておりますので、目的から読んでいきたいと思えます。すみません、少し長くなりますが、お付き合いください。

目的、与那国島周辺海域における国際ひき縄釣り大会の開催による海域での紛争防止のため、海区漁業調整委員会指示により、大会期間中の大会水域においてひき縄づりを行わせる者を特定することにより、漁業秩序の維持を図る必要がある。

沖縄海区漁業調整委員会指示としまして、沖縄海区における国際ひき縄釣り大会期間中における漁業秩序の維持を図るため、漁業法第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示をする、とありまして、指示発動の年月日と、会長の名前です。

定義。第1、この指示において「ひき縄づり」とは、釣り糸及び釣針を有する漁具を船舶によってひきまわして行う釣漁法をいい、「国際ひき縄釣り大会」とは、外国人も参加可能なひき縄づりの大会等のイベントをいう。

遊業によるひき縄づりの制限です。第2、次の表に掲げる水域及び期間において、ひき縄づりを行う場合又は行わせる場合は、沖縄海区漁業調整委員会の承認を受けた国際ひき縄釣り大会に参加してしなければならない。ただし、漁業者が漁業を営むために行う場合又は漁業従事者が漁業者のために行う場合はこの限りではない。ということで、漁業の場合は除いて、遊漁によるひき縄づりに関しては、大会期間中、大会水域においては漁業調整委員会の承認を受けた大会に参加して行わなければならないという立て付けになっております。四角の中が、水域と期間を定めておりまして、期間の説明をしますと、7月の第1土曜日、大会自体は前夜祭も含めて金曜日から開催されるという関係で、7月1日が土曜日に当たるときは7月8日から、土日の2日間の期間を設定しております。水域に関してなんですけれども、こちらで説明するよりは、地図を見てもらったほうがいいと思えますので45ページに地図を掲載しております。与那国島の周囲をぐるりと囲んだ、この水域について委員会指

示を発出する、あわせて告示の改正も要望する予定としております。

40 ページに戻っていただきまして、承認の対象です。第3、第2の承認の対象は、次に該当するものに限るということで、(1)国際ひき縄釣り大会を開催し、参加者にひき縄づりを行わせようとするもの。

承認の基準です。第4、第2の承認は、次に掲げる要件をすべて満たしている場合に行うもの。(1)水産資源の保護培養及び漁業調整上の配慮として、カジキ類以外の採捕を行わないイベントであること。もし採捕された場合は直ちに放流すること。(2)ひき縄づりを行う予定の海域における海面の利用について、当該海域における海面を利用する県内漁業協同組合及び市町村の同意を得ているイベントであること。(3)日の出から日没までの間に採捕が行われるイベントであること。(4)県内に根拠地のある団体が主催するイベントであって、開催地の市町村の後援等があること。(5)沖縄県内に所在する漁港、マリーナ等を根拠地として行われるイベントであること。(6)外国人が参加する際は、適法に我が国に在留する外国人遊漁者について、遊漁船業の適正化に関する法律に基づく登録を受けた国内の遊漁船に乗船させ、日本人船長等の管理下で操業させること。(7)委員会指示及び関係法令等を遵守して行われるイベントであること。(8)主催者及び参加者等に沖縄県暴力団排除条例に規定する者を含まないこと。

承認申請です。第5、第2の承認を受けようとする主催者は、国際ひき縄釣り大会承認申請書を委員会に提出し承認を受けなければならない。

条件。第6、委員会は、第2の承認をするにあたり、第4に掲げる要件の他、次に掲げる条件をつけることができる。(1)採捕実績の報告。承認を受けた者は、採捕期間終了後、1月以内に採捕実績を委員会に報告しなければならない。(2)承認の取り消し。委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したとき、又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは承認を取り消すことができる。(3)その他の条件。その他委員会が必要と認めるときは更に条件を付することができる。

承認証の交付です。第7、委員会は、第2または第10の承認をしたときは、大会承認書を主催者に交付する。

承認証の再交付。第8、承認を受けた主催者が承認証を亡失し、又は毀損したときは、遅滞なく国際ひき縄釣り大会承認証再交付申請書を委員会に提出しなければならない。

承認証の携帯義務。第9、承認を受けた主催者は、当該承認に係る大会の開催期間中は、承認証を携帯するとともに、その写しを大会に参加

する船舶内へ備え付けさせなければならない。

承認内容の変更。変わりました、42 ページです。第 10、承認を受けた主催者が、承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめひき縄釣り大会承認内容変更申請書を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

採捕実績の報告。第 11、承認を受けた者は、採捕期間終了後 1 月以内に当該承認に係る大会の採捕実績を採捕実績報告書により、委員会に報告しなければならない。

承認の取り消し。第 12、委員会は承認を受けた者がこの指示の内容に違反したとき、又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

指示の有効期間。第 13、この指示の有効期間は令和 7 年何月何日から令和何年何月何日までとする。

ということになっておりまして、以下様式を添付しておりますけれども、こちらについてはちょっと割愛させていただきます。

皆さんの了解が得られましたら、指示の期間は 1 年とする必要はないと思いますので、3 年の期間、令和 7 年から令和 10 年までという指示にしたいと思いますのであわせて審議の方よろしくお願いします。

46 ページ以降に与那国町と与那国町漁協から要望書が提出がありましたので、添付をしております。

50 から 52 ページに、各関係者からの同意書を添付しております。

53、54 ページに、関係法令の記載しておりますけれども、先ほど説明したとおりですので、各自でご覧いただければと思います。

事務局からの説明は以上になりますが、指示の期間を 3 年間とすることも含めて、この指示の内容で発動してよいかということについて、予め承認いただければと思いますのでよろしくお願いします。

○上原会長 はい。すみません、その前に、大谷委員が 16 時に所用があるため退席する旨、申し出がありましたので許可をいたしました。ご報告をいたします。

ただいま説明終わりましたが、第 4 号議案について、何かご質問ご意見ありましたらお願いをいたします。

○松尾委員 いいですか。ズームから委員の松尾です。

○上原会長 はい。松尾委員どうぞ。

○松尾委員 すみません。すごく形式的な面で大変申し訳ないんですが、(1)のみになっているんですが、こういう場合多分(1)はつけないのかなという気がしていますが、

どうでしょうかというところと、他と合わせるんであればということなんですけども、同じくこの第3のところの、(以下、「主催者」というところの、句読点、他のところは一切入っていないくて、多分こういう点はいれないルールになってると思いますので、そこはいらないかなという気がしました。ごめんなさい。本当細かくてすみません。本当に形式なところで、以上です。

○上原会長 はい事務局お願いします。

○事務局(米丸) はい。ご指摘ありがとうございます。

確かにおっしゃるとおり、(1)だけだったらいいかと思います。ちょっとこちらの案も含めて、水産庁の方と調整している内容にはなりますので、内容には関係しないところだと思いますので、水産庁の方と修正の必要があるかということは確認させていただきたいと思います。

ご指摘ありがとうございます。

○上原会長 はい。ありがとうございます。

他、ございますか。本件が新たな委員の皆様は初めてなので、少しあれなんです。旧委員の皆さんはこの件は何回も協議をしているので、特に問題はないのかなと思いますが。

ご質問等がなければお諮りしますがよろしいですか。

(はいという声あり)

○上原会長 それでは第4号議案、与那国島周辺海域における国際ひき縄釣り大会に関して、委員会指示発動に向けた取り組みについて、事務局提案のとおり承認をするということによろしいですか。

(はいという声あり)

○上原会長 ありがとうございます。ご異議ありませんので、第4号議案については事務局提案の通り承認することといたします。

以上で本日の議事はすべて終了いたしましたので最後に付帯決議を取らせていただきます。付帯決議、本日の議決事項中、内容の変更を伴わない簡単な文言や字句の修正については事務局に一任するということがよろしいでしょうか。

(はいという声あり)

○上原会長 はい、ありがとうございます。異議なしということで、付帯決議については承認をいたします。

それでは、進行を事務局に移したいと思いますが、委員の皆様、活発なご意見、議論をいただきました。それを含め、スムーズな運営にもご協力いただきました。感謝を申し上げまして、進行を事務局に移したいと思います。ありがとうございます。

○事務局（井上） はい。上原会長、議事の進行ありがとうございました。また委員の皆様もお忙しいところご参加いただき、ありがとうございました。

事務局から次回の委員会日程についてアナウンスいたします。令和7年度第2回委員は後場委員会は5月9日金曜日 14時から開催予定となっております。会場は今回と同じく、県庁6階第2特別会議室でウェブを併用した開催を予定しております。ご参加よろしくお願いいいたします。

なお、4月1日にもご説明したとおり、基本的に毎月第2金曜日の午後2時からを定例の開催としたいと考えておりますが、特に不都合がありませんでしょうか。ありがとうございます。

最後に質問や確認事項がございましたらご発言をお願いいたします。

はい。それではですね、以上をもって終了させていただきます。ウェブ参加の委員の皆様、ご退席いただきてかまいません。どうもありがとうございました。

これから4年間どうぞ、よろしくお願いいいたします。

○上原会長 はい。お疲れ様でした。